

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 坂本整形外科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 山口県山口市円政寺 7 7 番地

(3) 設立認可年月日 平成 8 年 2 月 2 3 日

(4) 設立登記年月日 平成 8 年 3 月 6 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人坂本整形外科	3 5 1 0 3 1 1 7 0 1 /	山口市円政寺 7 7 番地	一般病床 0 床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 5 月 2 1 日 令和 6 年度決算の決定

令和 7 年 6 月 9 日 馬渡恭子監事の辞任、坂田晃一朗監事の選任

令和 8 年 3 月 3 1 日 令和 8 年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 坂本整形外科

※医療法人整理番号

所在地 山口市円政寺77番地

財 産 目 録
(令和 8年 3月31日現在)

1. 資 産 額	209,337 千円 /
2. 負 債 額	43,455 千円 /
3. 純 資 産 額	165,882 千円 /

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	110,648
B 固 定 資 産	98,689
C 資 産 合 計 (A + B)	209,337
D 負 債 合 計	43,455
E 純 資 産 (C - D)	165,882

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 坂本整形外科

※医療法人整理番号

所在地 山口市円政寺 7 7 番地

貸 借 対 照 表
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	110,648	I 流 動 負 債	34,917
II 固 定 資 産	98,689	II 固 定 負 債	8,538
1 有 形 固 定 資 産	85,391	負 債 合 計	43,455
2 無 形 固 定 資 産	1,195	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	12,103	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	155,882
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	165,882
資 産 合 計	209,337	負 債 ・ 純 資 産 合 計	209,337

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4－2

法人名 医療法人 坂本整形外科

※医療法人整理番号

所在地 山口市田政寺77番地

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	258,112
2 事業費用	241,210
本来業務事業利益	16,902
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業利益	16,902
II 事業外収益	2,864
III 事業外費用	176
経常利益	19,590
IV 特別利益	500
V 特別損失	560
税引前当期純利益	19,530
法人税等	3,057
当期純利益	16,473

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 坂本整形外科

理事長 坂本 正 殿 /

私は、医療法人 坂本整形外科の令和 7 会計年度(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 5 月 2 7 日

医療法人 坂本整形外科

監事 坂田 晃一郎